

I. 協会けんぽの事業計画について

⊖ 協会けんぽに係る P D C A サイクルについては、目標設定 (Plan) として、3 年間の中期計画である保険者機能強化アクションプランと、単年度計画である事業計画が定められ、それらに基づき取組を実施 (Do) し、その結果を毎年度作成する事業報告書 (決算関係書類とともに厚生労働大臣にも提出) で検証した上で、健康保険法 (大正 11 年法律第 70 号) に基づく厚生労働大臣による各事業年度の業績評価で評価 (Check) を行い、その結果を事業計画などに反映して取組を改善 (Action) していくことで実施されている。

⊖ 平成 30 年度からは、新たに保険者機能強化アクションプラン (第 4 期) がスタートし、同プランにおいては、アクションプランと事業計画の関係性を明確化するため、アクションプランでは 3 年後を見据えた重要業績評価指標 (KPI) を定めるとともに、事業計画ではそれを単年度の進捗に置き換えて KPI を設定することとされた。

⊖ このため、本事業計画では、平成 30 年度の協会けんぽ運営の基本方針を定めるとともに、アクションプランの項目ごとに、主な重点施策及びそれに係る KPI を定める。